

新旧対照条文

◎ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）抄
 （附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	別表第一（第三条関係）	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">厚生労働省</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">中央労働委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">庁</td> </tr> </table>	(略)	厚生労働省	(略)	省	(略)	中央労働委員会	(略)	委員会	(略)		(略)	庁
(略)	厚生労働省	(略)	省											
(略)	中央労働委員会	(略)	委員会											
(略)		(略)	庁											
現 行	別表第一（第三条関係）	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">厚生労働省</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">中央労働委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">社会保険庁</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">庁</td> </tr> </table>	(略)	厚生労働省	(略)	省	(略)	中央労働委員会	(略)	委員会	(略)	社会保険庁	(略)	庁
(略)	厚生労働省	(略)	省											
(略)	中央労働委員会	(略)	委員会											
(略)	社会保険庁	(略)	庁											

別表第二（第七条関係）

(略)	(略)
-----	-----

別表第二（第七条関係）

(略)	(略)
(略)	社会保険庁

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）抄
 （附則第七条関係）

<p>改正案</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節～第三節（略） 第四節 特別の機関（第十六条の二） 第五節 地方支分部局（第十七条―第二十四条） 第四章 中央労働委員会（第二十五条）</p> <p>附則 第四節 特別の機関 （ねんきん事業機構） 第十六条の二 別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、ねんきん事業機構とする。 2 ねんきん事業機構については、ねんきん事業機構法（平成十八年法律第 号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>
<p>現行</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節～第三節（略） 第四節 地方支分部局（第十七条―第二十四条） 第四章 外局 第一節 設置（第二十五条） 第二節 社会保険庁 第一款 任務及び所掌事務（第二十六条―第二十八条） 第二款 地方支分部局（第二十九条・第三十条） 第三款 中央労働委員会（第三十一条）</p> <p>附則</p>

（傍線部分は改正部分）

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十一号まで、第九十三号から第九十六号の二まで、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

第五節 地方支分部局

第四章 中央労働委員会

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づ

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（全国健康保険協会及び健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

第四節 地方支分部局

第四章 外局

第一節 設置

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省に、社会保険庁を置く。

2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

く命令の定めるところによる。

第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第二十六条 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

(任務)

第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業のうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

(所掌事務)

第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号（全国健康保険協会が管掌するもののうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）に掲げる事務、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九百九号から第九百一十号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 地方支分部局

(地方社会保険事務局)

第二十九条 社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の

範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

2 地方社会保険事務局は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。

3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。

4 地方社会保険事務局は、前項に定める事務については、厚生労働省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長の指揮監督を受けるものとする。

5 地方社会保険事務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（社会保険事務所）

第三十条 地方社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、社会保険事務所を置く。

2 社会保険事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第三節 中央労働委員会

第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

附
則

附
則

3| 社会保険庁は、第二十七条に規定する任務のほか、当分の間、特
定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年
法律第百六十六号）に基づく事業を適正に運営することを任務とす
る。この場合において、第二十八条中「前条」とあるのは「前条及
び附則第三項」と、「事務、」とあるのは「事務、同項第八十七号
（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十
六年法律第百六十六号）に基づく事業の実施に関する部分に限る。
）に掲げる事務、」とする。

4| 第二十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「
高齢者医療制度関係業務」とあるのは、「高齢者医療制度関係業務
、退職者医療関係業務」とする。

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）抄
 （附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 <u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）</p> <p>2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として<u>ねんきん事業機構代表執行責任者の承認を受けたものは、この限りでない。</u></p> <p>一 三（略）</p> <p>3 10（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（全国健康保険協会管掌健康保険）</p> <p>2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に關する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 社会保険庁長官、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）</p> <p>2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として<u>社会保険庁長官の承認を受けたものは、この限りでない。</u></p> <p>一 三（略）</p> <p>3 10（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（全国健康保険協会管掌健康保険）</p> <p>2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に關する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険</p>

者に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務は、ねんきん事業機構代表執行責任者が行う。

(設立及び業務)

第七条の二 (略)

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であつて第五条第二項の規定によりねんきん事業機構代表執行責任者が行う業務以外のもの

四 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であつて第二百二十三条第二項の規定によりねんきん事業機構代表執行責任者が行う業務以外のもの

五 (略)

3 (略)

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつてはねんきん事業機構代表執行責任者、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。第百六十四条第二項及び第三項、第百八十条第一項、第二項及び第四項並びに第百八十一条第一項を除き、以下同じ。)の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

者に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

(設立及び業務)

第七条の二 (略)

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であつて第五条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

四 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であつて第二百二十三条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

五 (略)

3 (略)

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。第百六十四条第二項及び第三項、第百八十条第一項、第二項及び第四項並びに第百八十一条第一項を除き、以下同じ。)の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

(情報の提供等)

第五十一条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第八十条 (略)

二五 (略)

6 年金保険者 (ねんきん事業機構代表執行責任者を除く。)は、ねんきん事業機構代表執行責任者の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務をねんきん事業機構代表執行責任者に委託して行わせることができる。

第二百三十三条 (略)

2 日雇特例被保険者の保険の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、ねんきん事業機構代表執行責任者が行う。

(日雇特例被保険者手帳)

第二百二十六条 日雇労働者は、日雇特例被保険者となったときは、日雇特例被保険者となった日から起算して五日以内に、ねんきん事業機構代表執行責任者に日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければならぬ。ただし、既に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その日雇特例被保険者手帳に健康

(情報の提供等)

第五十一条の二 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第八十条 (略)

二五 (略)

6 年金保険者 (社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

第二百三十三条 (略)

2 日雇特例被保険者の保険の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

(日雇特例被保険者手帳)

第二百二十六条 日雇労働者は、日雇特例被保険者となったときは、日雇特例被保険者となった日から起算して五日以内に、社会保険庁長官に日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければならぬ。ただし、既に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付

保険印紙をはり付けるべき余白があるときは、この限りでない。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の申請があつたときは、日雇特例被保険者手帳を交付しなければならない。

3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

4 (略)

(保険料等の交付)

第百五十五条の二 政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、ねんきん事業機構代表執行責任者が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の規定による納付金に相当する額からねんきん事業機構代表執行責任者が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第百五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

第百五十九条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び

けるべき余白があるときは、この限りでない。

2 社会保険庁長官は、前項の申請があつたときは、日雇特例被保険者手帳を交付しなければならない。

3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、社会保険庁長官に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

4 (略)

(保険料等の交付)

第百五十五条の二 政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の規定による納付金に相当する額から社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第百五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

第百五十九条の二 社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の

児童手当拠出金の額を基準として按分^{あん}した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

(保険料率)

第六十条 (略)

258 (略)

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、ねんきん事業機構代表執行責任者に通知しなければならぬ。

10516 (略)

17 協会は、第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたとときは、遅滞なく、その旨をねんきん事業機構代表執行責任者に通知しなければならぬ。

(保険料の納付)

第六十四条 (略)

2 保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合はねんきん事業機構代表執行責任者をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を

額を基準として按分^{あん}した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

(保険料率)

第六十条 (略)

258 (略)

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならぬ。

10516 (略)

17 協会は、第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたとときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならぬ。

(保険料の納付)

第六十四条 (略)

2 保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたも

繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 (略)

(口座振替による納付)

第百六十六条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

第百七十条 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 (略)

4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、ねんきん事業機構代表執行責任者に納付しなければならない。

(健康保険印紙の受払等の報告)

第百七十一条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び

のとみなすことができる。

3 (略)

(口座振替による納付)

第百六十六条 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

第百七十条 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、社会保険庁長官は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、社会保険庁長官は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 (略)

4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、社会保険庁長官に納付しなければならない。

(健康保険印紙の受払等の報告)

第百七十一条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び

前条第一項に規定する告知に係る保険料の納付（以下この条において「受払等」という。）に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、ねんきん事業機構代表執行責任者にその受払等の状況を報告しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、ねんきん事業機構代表執行責任者に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならぬ。

(日雇拠出金の徴収及び納付義務)

第七十三条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。第七十五条において同じ。）に充てるため、第七十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拠出金を徴収する。

2 (略)

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）があるときは、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であつて第五十八条、第七十四条第二項及び第

前条第一項に規定する告知に係る保険料の納付（以下この条において「受払等」という。）に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、社会保険庁長官にその受払等の状況を報告しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、社会保険庁長官に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならぬ。

(日雇拠出金の徴収及び納付義務)

第七十三条 社会保険庁長官は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。第七十五条において同じ。）に充てるため、第七十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拠出金を徴収する。

2 (略)

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）があるときは、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であつて第五十八条、第七十四条第二項及び第

百九条第二項（第四百九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合はねんきん事業機構代表執行責任者をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第一百七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 6 (略)

（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）

第八十一条の二 協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他ねんきん事業機構代表執行責任者の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

第八十一条の三 ねんきん事業機構代表執行責任者は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

百九条第二項（第四百九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第一百七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 6 (略)

（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）

第八十一条の二 協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

第八十一条の三 社会保険庁長官は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

35 (略)

(報告等)

第九十七条 保険者（ねんきん事業機構代表執行責任者が行う第五
条第二項及び第二百三十三条第二項に規定する業務に関しては、ねん
きん事業機構代表執行責任者。次項において同じ。）は、厚生労働
省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十
八条に規定する事項以外の事項に限り報告をさせ、又は文書を提示
させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第九十八条 厚生労働大臣又はねんきん事業機構代表執行責任者は
、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に限り必要があ
ると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若し
くは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に
質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(資料の提供)

第九十九条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者の資格
、標準報酬又は保険料に限り必要があると認めるときは、官公署に
対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求め
ることができる。

35 (略)

(報告等)

第九十七条 保険者（社会保険庁長官が行う第五条第二項及び第百
二十三条第二項に規定する業務に関しては、社会保険庁長官。次項
において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険
者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に
限り報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必
要な事務を行わせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第九十八条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格
、標準報酬、保険料又は保険給付に限り必要があると認めるとき
は、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、
又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは
帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(資料の提供)

第九十九条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保
険料に限り必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業
所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(ねんきん事業機構代表執行責任者と協会の連携)

第九十九条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(市町村が処理する事務等)

第二百三条 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうちねんきん事業機構代表執行責任者が行うものの一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うことができる。

2 (略)

(権限の委任)

第二百四条 この法律に規定する厚生労働大臣及びねんきん事業機構代表執行責任者の権限の一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方年金局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方年金局長に委任された権限の一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方年金支局長又は年金事務所長に委任することができる。

第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(社会保険庁長官と協会の連携)

第九十九条の二 社会保険庁長官及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(市町村が処理する事務等)

第二百三条 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち社会保険庁長官が行うものの一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うことができる。

2 (略)

(権限の委任)

第二百四条 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務所長に委任することができる。

2 前項の規定により地方社会保険事務所長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。

第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限のうち協会及び健康保険組合の指導及び監督に係るものの一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百一十一條の規定による徴収職員の質問（ねんきん事業機構に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百一十一條の規定による検査（ねんきん事業機構に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

一 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百一十一條の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百一十一條の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 抄
 （附則第九條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条（略）</p> <p>② 被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハねんきん事業機構代表執行責任者其ノ標準報酬月額ヲ定ム</p> <p>③ 歩合ニ依リ定ムル報酬ヲ除クノ外被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハねんきん事業機構代表執行責任者ハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月（報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス</p> <p>④ 報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依ル報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハねんきん事業機構代表執行責任者ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス</p> <p>⑤ 報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外ねんきん事業機構代表執行責任者ハ厚生労働大臣ノ定ムル月ノ初日（以下本条及第四条ノ三ニ於テ基準日ト称ス）現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>第四条（略）</p> <p>② 被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ社会保険庁長官其ノ標準報酬月額ヲ定ム</p> <p>③ 歩合ニ依リ定ムル報酬ヲ除クノ外被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月（報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス</p> <p>④ 報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依ル報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス</p> <p>⑤ 報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外社会保険庁長官ハ厚生労働大臣ノ定ムル月ノ初日（以下本条及第四条ノ三ニ於テ基準日ト称ス）現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ</p>

一・二 (略)

⑥ (略)

第四条ノ二 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号） 第二条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業（以下育児休業等ト称ス）ヲ終了シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ガ当該育児休業等ヲ終了シタル日（以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等終了日ト称ス）ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ満たザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リねんきん事業機構代表執行責任者ニ申出ヲ為シタルトキハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月（育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

②前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハねんきん事業機構代表執行責任者ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

第四条ノ三 (略)

一・二 (略)

⑥ (略)

第四条ノ二 社会保険庁長官ハ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号） 第二条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業（以下育児休業等ト称ス）ヲ終了シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ガ当該育児休業等ヲ終了シタル日（以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等終了日ト称ス）ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ満たザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月（育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

②前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

第四条ノ三 (略)

②被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズねんきん事業機構代表執行責任者之ヲ算定ス

第四条ノ五 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス但シ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度（毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトトナル場合ニハ当該累計額ガ五百四十万円ト為サントセント其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定シ其ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ標準賞与額ハ零トス

②（略）

第八条 ねんきん事業機構代表執行責任者又ハ保険給付ヲ受クベキ者ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ戸籍ニ関シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得

②（略）

第九条 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヲシテ其ノ使用スル者ニ関シ又ハ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ノ組織スル団体ニシテねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定スルモノヲシテ其ノ船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一条ノ二ニ規定スル事項以外ノ事項ニ付報告ヲ為サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

② ねんきん事業機構代表執行責任者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ

②被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ社会保険庁長官之ヲ算定ス

第四条ノ五 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス但シ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度（毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトトナル場合ニハ当該累計額ガ五百四十万円ト為サントセント其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定シ其ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ標準賞与額ハ零トス

②（略）

第八条 社会保険庁長官又ハ保険給付ヲ受クベキ者ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ戸籍ニ関シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得

②（略）

第九条 社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヲシテ其ノ使用スル者ニ関シ又ハ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ノ組織スル団体ニシテ社会保険庁長官ノ指定スルモノヲシテ其ノ船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一条ノ二ニ規定スル事項以外ノ事項ニ付報告ヲ為サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

② 社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者

被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得

③・④（略）

⑤ねんきん事業機構代表執行責任者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者ヲシテねんきん事業機構代表執行責任者又ハ船舶所有者ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業等給付ノ支給ニ関シ官公署ニ出頭セシムルコトヲ得

第九条ノ二 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ被保険者ノ異動並ニ報酬及賞与、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶

ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得

③・④（略）

⑤社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者ヲシテ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業等給付ノ支給ニ関シ官公署ニ出頭セシムルコトヲ得

第九条ノ二 社会保険庁長官ハ被保険者ノ異動並ニ報酬及賞与、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ帳簿書類其

ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

②・③ (略)

第九条ノ五 本法ニ規定スル厚生労働大臣又ハねんきん事業機構代表執行責任者ノ権限ノ一部ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方年金局長ニ委任スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ地方年金局長ニ委任セラレタル権限ノ一部ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方年金支局長又ハ年金事務所長ニ委任スルコトヲ得

第九条ノ六 本法ニ規定スル厚生労働大臣ノ権限ノ一部ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生局長ニ委任スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ地方厚生局長ニ委任セラレタル権限ノ一部ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生支局長ニ委任スルコトヲ得

第十二条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ滞納スル者アルトキハねんきん事業機構代表執行責任者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ但シ第六十二条ノ四ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ督促ヲ為サントスルトキハねんきん事業機構代表執行責任者ハ納付義務者ニ対シ督促状ヲ発スベシ

③⑦ (略)

第十二条ノ二 前条ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ又ハ第六十二条ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル納付義務者(同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラ

ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

②・③ (略)

第九条ノ五 本法ニ規定スル厚生労働大臣又ハ社会保険庁長官ノ権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方社会保険事務局長ニ委任スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ地方社会保険事務局長ニ委任セラレタル権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ社会保険事務所長ニ委任スルコトヲ得

第十二条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ滞納スル者アルトキハ社会保険庁長官ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ但シ第六十二条ノ四ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ督促ヲ為サントスルトキハ社会保険庁長官ハ納付義務者ニ対シ督促状ヲ発スベシ

③⑦ (略)

第十二条ノ二 前条ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ又ハ第六十二条ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル納付義務者(同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラ

ザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキハねんきん事業機構代表執行責任者ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村（東京都ノ区ノ存スル区域及地方自治法第二百五十二条ノ第十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区以下之ニ同ジ）ニ対シ之ガ処分ヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ市町村ニ対シ処分ノ請求ヲ為シタルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テハねんきん事業機構代表執行責任者ハ徴収金額ノ百分ノ四ニ相当スル金額ヲ当該市町村ニ交付スベシ

第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別（其ノ期間ガ失業等給付ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ區別ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ変更ハねんきん事業機構代表執行責任者ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

②（略）

第十九条ノ三（略）

②前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モねんきん事業機構代表執行責任者正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

③第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付ねんきん事業機構代表執行責任者正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④（略）

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一二該当スル

ザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキハ社会保険庁長官ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村（東京都ノ区ノ存スル区域及地方自治法第二百五十二条ノ第十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区以下之ニ同ジ）ニ対シ之ガ処分ヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ市町村ニ対シ処分ノ請求ヲ為シタルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ徴収金額ノ百分ノ四ニ相当スル金額ヲ当該市町村ニ交付スベシ

第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別（其ノ期間ガ失業等給付ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ區別ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ変更ハ社会保険庁長官ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

②（略）

第十九条ノ三（略）

②前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モ社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

③第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④（略）

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一二該当スル

ニ至リタル日ノ翌日（第四号乃至第六号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一・二（略）

三 保険料（初テ納付スベキ保険料ヲ除ク）ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ但シ保険料ノ納付ノ遅延ニ付ねんきん事業機構代表執行責任者正當ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四〇六（略）

第二十一条ノ二 船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ報酬月額及賞与額ニ関スル事項ヲねんきん事業機構代表執行責任者ニ届出ヅベシ

第二十一条ノ三 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ第四条第二項若ハ第四条ノ五第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第四条第三項乃至第五項若ハ第四条ノ二ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

②（略）

③ 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナル為前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハねんきん事業機構代表執行責任者ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

④ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

⑤ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

ニ至リタル日ノ翌日（第四号乃至第六号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一・二（略）

三 保険料（初テ納付スベキ保険料ヲ除ク）ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ但シ保険料ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正當ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四〇六（略）

第二十一条ノ二 船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ報酬月額及賞与額ニ関スル事項ヲ社会保険庁長官ニ届出ヅベシ

第二十一条ノ三 社会保険庁長官ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ第四条第二項若ハ第四条ノ五第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第四条第三項乃至第五項若ハ第四条ノ二ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

②（略）

③ 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナル為前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ社会保険庁長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

④ 社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

⑤ 社会保険庁長官ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十一条ノ四 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

第二十一条ノ四 社会保険庁長官ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

第二十一条ノ五 (略)

第二十一条ノ五 (略)

② ねんきん事業機構代表執行責任者ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

② 社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第二十三条ノ四 (略)

第二十三条ノ四 (略)

② (略)

③ 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲねんきん事業機構代表執行責任者又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② (略)

③ 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④ (略)

④ (略)

第二十八条 (略)

第二十八条 (略)

②③④ (略)

②③④ (略)

⑤ 第一項第一号乃至第五号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑤ 第一項第一号乃至第五号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 (略)

一 (略)

二 船員保険ノ被保険者ニ対シ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所

二 船員保険ノ被保険者ニ対シ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所

又ハ薬局ニシテねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定シタルモノ

⑥第一項第六号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑦ (略)

第二十八条ノ三 (略)

② (略)

③保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金(第二十八条ノ三ノ三第一項第一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレタルトキハ当該減額セラレタル一部負担金)ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者ガ当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハねんきん事業機構代表執行責任者ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八条ノ三ノ三 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ災害其ノ他ノ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニシテ保険医療機関又ハ保険薬局ニ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル一部負担金ヲ支払フコト困難ナリト認めラルルモノニ対シ左ニ掲グル措置ヲ講ズルコトヲ得

一ノ三 (略)

②・③ (略)

第二十八条ノ四 保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シねん

又ハ薬局ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノ

⑥第一項第六号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑦ (略)

第二十八条ノ三 (略)

② (略)

③保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金(第二十八条ノ三ノ三第一項第一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレタルトキハ当該減額セラレタル一部負担金)ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者ガ当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ社会保険庁長官ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八条ノ三ノ三 社会保険庁長官ハ災害其ノ他ノ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニシテ保険医療機関又ハ保険薬局ニ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル一部負担金ヲ支払フコト困難ナリト認めラルルモノニ対シ左ニ掲グル措置ヲ講ズルコトヲ得

一ノ三 (略)

②・③ (略)

第二十八条ノ四 保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ社会

きん事業機構代表執行責任者ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ第二十八条ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

② (略)

③ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ七 (略)

②・③ (略)

④ 第一項ノ場合ニ於テハねんきん事業機構代表執行責任者ハ其ノ食事療養ヲ受ケタル者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤⑦ (略)

第二十九条ノ二 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給若ハ保険外併用療養費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ヲ為スコト困難ナリト認めタルトキ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ保険医療機関等以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当ヲ受ケタル場合ニ於テねんきん事業機構代表執行責任者ガ已ムヲ得ザルモノト認めタルトキハ療養ノ給付等二代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

保険庁長官ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ第二十八条ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

② (略)

③ 社会保険庁長官ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ七 (略)

②・③ (略)

④ 第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ食事療養ヲ受ケタル者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤⑦ (略)

第二十九条ノ二 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給若ハ保険外併用療養費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ヲ為スコト困難ナリト認めタルトキ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ保険医療機関等以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当ヲ受ケタル場合ニ於テ社会保険庁長官ガ已ムヲ得ザルモノト認めタルトキハ療養ノ給付等二代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（食事療養及生活療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額及当該食事療養又ハ生活療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ食事療養標準負担額又ハ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテねんきん事業機構代表執行責任者之ヲ定ム

②前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヲ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテねんきん事業機構代表執行責任者之ヲ定ム

③（略）
第二十九条ノ四（略）

②前項ノ訪問看護療養費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リねんきん事業機構代表執行責任者ガ必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

③（略）

⑥第一項ノ場合ニ於テハねんきん事業機構代表執行責任者ハ其ノ指定訪問看護ヲ受ケタル者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該指定訪問看護事業者ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑦（略）

⑫（略）

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（食事療養及生活療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額及当該食事療養又ハ生活療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ食事療養標準負担額又ハ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

②前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヲ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

③（略）
第二十九条ノ四（略）

②前項ノ訪問看護療養費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ガ必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

③（略）

⑥第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ指定訪問看護ヲ受ケタル者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該指定訪問看護事業者ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑦（略）

⑫（略）

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額（第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額介護合算療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク）アルトキハねんきん事業機構代表執行責任者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

一ノ六 (略)

② (略)

第二十九条ノ六 (略)

② 前項ノ移送費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リねんきん事業機構代表執行責任者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス

第三十条ノ二 (略)

②ノ⑤ (略)

⑥ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齡退職年金給付ノ支払ヲ為ス者（ねんきん事業機構代表執行責任者ヲ除ク）ニ対シ同項ノ老齡退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

第三十一条ノ二 (略)

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額（第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額介護合算療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク）アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

一ノ六 (略)

② (略)

第二十九条ノ六 (略)

② 前項ノ移送費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス

第三十条ノ二 (略)

②ノ⑤ (略)

⑥ 社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齡退職年金給付ノ支払ヲ為ス者（社会保険庁長官ヲ除ク）ニ対シ同項ノ老齡退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

第三十一条ノ二 (略)

②・③ (略)

④ 第一項ノ場合ニ於テハねんきん事業機構代表執行責任者ハ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤～⑦ (略)

第三十一条ノ二ノ二 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ第二十八条ノ三ノ三第一項ニ規定スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被扶養者ニ係ル家族療養費ノ支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニ定ムル割合ヲ夫々ノ割合ヲ超エ百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テねんきん事業機構代表執行責任者ガ定メタル割合トスル措置ヲ講ズルコトヲ得

② 前項ニ規定スル被扶養者ニ係ル前条第四項ノ規定ノ適用ニ付同項中「家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額」トアルハ「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)」トス此ノ場合ニ於テねんきん事業機構代表執行責任者ハ当該支払ヒタル額ヨリ家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ヲ控除シタル額ヲ其ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ直接徴収スルコトトシ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第三十三条ノ十三 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定スル入所ノ期間政令ヲ以テ定ムル期間以下ナル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クルトキハ其ノ期間(其ノ者ガ職業ノ補

②・③ (略)

④ 第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤～⑦ (略)

第三十一条ノ二ノ二 社会保険庁長官ハ第二十八条ノ三ノ三第一項ニ規定スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被扶養者ニ係ル家族療養費ノ支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニ定ムル割合ヲ夫々ノ割合ヲ超エ百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テ社会保険庁長官ガ定メタル割合トスル措置ヲ講ズルコトヲ得

② 前項ニ規定スル被扶養者ニ係ル前条第四項ノ規定ノ適用ニ付同項中「家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額」トアルハ「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)」トス此ノ場合ニ於テ社会保険庁長官ハ当該支払ヒタル額ヨリ家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ヲ控除シタル額ヲ其ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ直接徴収スルコトトシ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第三十三条ノ十三 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ社会保険庁長官ノ指定スル入所ノ期間政令ヲ以テ定ムル期間以下ナル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クルトキハ其ノ期間(其ノ者ガ職業ノ補導ヲ受クル為待期

導ヲ受クル為待期ヲ為ス期間（政令ヲ以テ定ムル期間ニ限ル）ヲ含ム）ニ限り所定給付日数（当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ満たザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス次項及次条ニ於テ之ニ同ジ）ヲ超エテ其ノ者ニ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

②④（略）

第三十三条ノ十三ノ二 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ失業ノ状況ガ全国的ニ著シク悪化シ政令ヲ以テ定ムル基準ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ就職状況ニ照シ必要アリト認ムルトキハ其ノ指定スル期間内ニ限り第三項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル措置ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ヲ限度トス

② ねんきん事業機構代表執行責任者ハ前項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シタル後ニ於テ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ必要アリト認ムルトキハ同項ノ規定ニ依リ指定シタル期間（其ノ期間ガ本項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ其ノ延長セラレタル期間）ヲ延長スルコトヲ得

③（略）

④ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シ又ハ第二項ノ規定ニ依リ期間ヲ延長セントスルトキハ予メ国土交通大臣ニ協議スルモノトス

第三十三条ノ十四 失業保険金ハ地方運輸局、公共職業安定所又ハねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定スル地方年金局、地方年金支局若ハ年金事務所ニ於テ四週間ニ一回其ノ日前ノ二十八日分（失業

ヲ為ス期間（政令ヲ以テ定ムル期間ニ限ル）ヲ含ム）ニ限り所定給付日数（当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ満たザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス次項及次条ニ於テ之ニ同ジ）ヲ超エテ其ノ者ニ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

②④（略）

第三十三条ノ十三ノ二 社会保険庁長官ハ失業ノ状況ガ全国的ニ著シク悪化シ政令ヲ以テ定ムル基準ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ就職状況ニ照シ必要アリト認ムルトキハ其ノ指定スル期間内ニ限り第三項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル措置ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ヲ限度トス

② 社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シタル後ニ於テ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ必要アリト認ムルトキハ同項ノ規定ニ依リ指定シタル期間（其ノ期間ガ本項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ其ノ延長セラレタル期間）ヲ延長スルコトヲ得

③（略）

④ 社会保険庁長官ハ第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シ又ハ第二項ノ規定ニ依リ期間ヲ延長セントスルトキハ予メ国土交通大臣ニ協議スルモノトス

第三十三条ノ十四 失業保険金ハ地方運輸局、公共職業安定所又ハ社会保険庁長官ノ指定スル地方社会保険事務局若ハ社会保険事務所ニ於テ四週間ニ一回其ノ日前ノ二十八日分（失業ノ認定ヲ受ケザリシ

ノ認定ヲ受ケザリシ日分ヲ除ク)ヲ支給ス但シねんきん事業機構代表執行責任者ハ必要アリト認めルトキハ失業保険金ノ支給ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ得

② 地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハねんきん事業機構代表執行責任者ハ被保険者タリシ者ニ付失業保険金ヲ支給スベキ日ヲ定メ之ヲ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三条ノ十五 (略)

② (略)

③ 技能習得手当及寄宿手当ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハねんきん事業機構代表執行責任者之ヲ定ム

第三十三条ノ十六 (略)

②④ (略)

⑤ 傷病給付金ハ地方運輸局、公共職業安定所又ハねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定スル地方年金局、地方年金支局若ハ年金事務所ニ於テ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後最初ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日(当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日ナキ場合ニ於テハ地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハねんきん事業機構代表執行責任者ノ定ムル日)ニ支給ス但シ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ引続キ一月ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間中ニ於テ地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハねんきん事業機構代表執行責任者ノ定ムル日ニ支給スルコトヲ得

日分ヲ除ク)ヲ支給ス但シ社会保険庁長官ハ必要アリト認めルトキハ失業保険金ノ支給ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ得

② 地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ社会保険庁長官ハ被保険者タリシ者ニ付失業保険金ヲ支給スベキ日ヲ定メ之ヲ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三条ノ十五 (略)

② (略)

③ 技能習得手当及寄宿手当ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ社会保険庁長官之ヲ定ム

第三十三条ノ十六 (略)

②④ (略)

⑤ 傷病給付金ハ地方運輸局、公共職業安定所又ハ社会保険庁長官ノ指定スル地方社会保険事務局若ハ社会保険事務所ニ於テ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後最初ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日(当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日ナキ場合ニ於テハ地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ社会保険庁長官ノ定ムル日)ニ支給ス但シ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ引続キ一月ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間中ニ於テ地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ社会保険庁長官ノ定ムル日ニ支給スルコトヲ得

⑥・⑦ (略)

⑥・⑦ (略)

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一・二 (略)

②⑤ (略)

第四十条 (略)

②・③ (略)

④被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ前各項ノ規定ニ依ル障害ノ程度ハねんきん事業機構代表執行責任者ノ認定スル所ニ依ル

第四十五条ノ二 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付其ノ障害ノ程度ヲ診査シ其ノ程度ガ従前ノ障害ノ等級以外ノ等級ニ該当スルト認ムルトキハ其ノ程度ニ応ジ障害年金ノ額ヲ改定スルコトヲ得

②障害年金ノ支給ヲ受クル者ハねんきん事業機構代表執行責任者ニ対シ障害ノ程度ガ増進シタルコトニ因ル障害年金ノ額ノ改定ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ請求ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタル日又ハ第一項ノ規定ニ依ルねんきん事業機構代表執行責任者ノ診査ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年ヲ経過セザル間ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第五十二条ノ二 (略)

②地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ニ付前項各号ノ一二該当スルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハねんきん事業機構代表

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一・二 (略)

②⑤ (略)

第四十条 (略)

②・③ (略)

④被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ前各項ノ規定ニ依ル障害ノ程度ハ社会保険庁長官ノ認定スル所ニ依ル

第四十五条ノ二 社会保険庁長官ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付其ノ障害ノ程度ヲ診査シ其ノ程度ガ従前ノ障害ノ等級以外ノ等級ニ該当スルト認ムルトキハ其ノ程度ニ応ジ障害年金ノ額ヲ改定スルコトヲ得

②障害年金ノ支給ヲ受クル者ハ社会保険庁長官ニ対シ障害ノ程度ガ増進シタルコトニ因ル障害年金ノ額ノ改定ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ請求ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタル日又ハ第一項ノ規定ニ依ル社会保険庁長官ノ診査ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年ヲ経過セザル間ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第五十二条ノ二 (略)

②地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ニ付前項各号ノ一二該当スルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ社会保険庁長官ガ定メ

執行責任者ガ定メタル基準ニ依ルベシ

第五十二条ノ三 (略)

② 地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ガ前項ニ規定スル事由ニ因リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハねんきん事業機構代表執行責任者ガ定メタル基準ニ依ルベシ

③ ⑤ (略)

第五十三条 (略)

②・③ (略)

④ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者第一項各号ノ一ニ該当スル場合ト雖モ被扶養者ニ係ル保険給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第五十五条 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手当金、出産手当金又ハ求職者等給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ為スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行為アリタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② ⑨ (略)

第五十六条 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ其ノ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルコトヲ得

タル基準ニ依ルベシ

第五十二条ノ三 (略)

② 地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ガ前項ニ規定スル事由ニ因リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ社会保険庁長官ガ定メタル基準ニ依ルベシ

③ ⑤ (略)

第五十三条 (略)

②・③ (略)

④ 社会保険庁長官ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者第一項各号ノ一ニ該当スル場合ト雖モ被扶養者ニ係ル保険給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第五十五条 社会保険庁長官ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手当金、出産手当金又ハ求職者等給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ為スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行為アリタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② ⑨ (略)

第五十六条 社会保険庁長官ハ保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ其ノ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルコトヲ得

② (略)

第五十七条ノ三 (略)

② 前項ノ費用ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハねんきん事業機構代表執行責任者之ヲ定ム

③ (略)

第五十九条 (略)

②⑤ (略)

⑦ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑧⑩ (略)

⑪ ねんきん事業機構代表執行責任者ハ雇用ノ機会ノ減少等ニ因ル失業ニ関スル保険給付ニ要スル費用ニ充ツル為厚生労働大臣ニ対シ第五項第一号ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑫⑬ (略)

⑭ 特定保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付金等ノ額及後期高齢者支援金等ノ額ノ合算額ヨリ前条ノ規定ニ依ル其ノ額ニ係ル国庫補助額ヲ控除シタル額(高齢者ノ医療ノ確保に關する

② (略)

第五十七条ノ三 (略)

② 前項ノ費用ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ社会保険庁長官之ヲ定ム

③ (略)

第五十九条 (略)

②⑤ (略)

⑦ 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑧⑩ (略)

⑪ 社会保険庁長官ハ雇用ノ機会ノ減少等ニ因ル失業ニ関スル保険給付ニ要スル費用ニ充ツル為厚生労働大臣ニ対シ第五項第一号ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑫⑬ (略)

⑭ 特定保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付金等ノ額及後期高齢者支援金等ノ額ノ合算額ヨリ前条ノ規定ニ依ル其ノ額ニ係ル国庫補助額ヲ控除シタル額(高齢者ノ医療ノ確保に關する

法律ノ規定ニ依ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額）
ヲ当該年度ニ於ケル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ
総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテねんきん
事業機構代表執行責任者之ヲ定ム

⑮基本保険料率ハ一般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基
準トシテねんきん事業機構代表執行責任者之ヲ定ム

第五十九条ノ二 前条第二項第一号ノ介護保険料率ハ各年度ニ於テ政
府ガ納付スベキ介護納付金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル介護保険第二号
被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ
合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテねんきん事業機
構代表執行責任者之ヲ定ム

第五十九条ノ二ノ二 (略)

②三月一日前三年間ノ各一年間ニ於テ月平均百人以上ノ被保険者ヲ使
用シタル船舶所有者ニ付テハ其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前
三年間ノ保険料ノ額ノ中船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル給付
ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下指定災害給付ト称ス）ニ要スル
費用ニ充テラルベキモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル保険料ノ
額ニ対スル当該期間ニ係ル厚生労働省令ヲ以テ定ムル指定災害給付
ノ額ノ割合ガ百分ノ百ヲ超ユルトキ又ハ百分ノ九十ヲ超エザルトキ
ハねんきん事業機構代表執行責任者ハ翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ
三月三十一日迄ノ間前項ノ規定ニ依ル災害保険料率ノ中指定災害給
付ニ対応スル部分ノ率ヲ其ノ率ノ百分ノ六十五乃至百分ノ百三十五
ノ範囲内ニ於テ其ノ割合ニ応ジ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ニ変更
スルコトヲ得

法律ノ規定ニ依ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額）
ヲ当該年度ニ於ケル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ
総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険
庁長官之ヲ定ム

⑮基本保険料率ハ一般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基
準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第五十九条ノ二 前条第二項第一号ノ介護保険料率ハ各年度ニ於テ政
府ガ納付スベキ介護納付金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル介護保険第二号
被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ
合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官
之ヲ定ム

第五十九条ノ二ノ二 (略)

②三月一日前三年間ノ各一年間ニ於テ月平均百人以上ノ被保険者ヲ使
用シタル船舶所有者ニ付テハ其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前
三年間ノ保険料ノ額ノ中船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル給付
ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下指定災害給付ト称ス）ニ要スル
費用ニ充テラルベキモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル保険料ノ
額ニ対スル当該期間ニ係ル厚生労働省令ヲ以テ定ムル指定災害給付
ノ額ノ割合ガ百分ノ百ヲ超ユルトキ又ハ百分ノ九十ヲ超エザルトキ
ハ社会保険庁長官ハ翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄ノ
間前項ノ規定ニ依ル災害保険料率ノ中指定災害給付ニ対応スル部分
ノ率ヲ其ノ率ノ百分ノ六十五乃至百分ノ百三十五ノ範囲内ニ於テ其
ノ割合ニ応ジ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ニ変更スルコトヲ得

第五十九条ノ四 育児休業等ヲ為シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ニ付船舶所有者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リねんきん事業機構代表執行責任者ニ申出ヲ為シタルトキハ其ノ育児休業等ヲ開始シタル日ノ属スル月以後其ノ育児休業等ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第六十一条ノ二 ねんきん事業機構代表執行責任者ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確實ト認めラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認めラルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

第六十二条ノ二 毎月ノ保険料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ納付スベキ保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日（初テ納付スベキ保険料ニ付テハねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定スル日）迄トス

②ねんきん事業機構代表執行責任者ハ保険料納入ノ告知ヲ為シタル後ニ於テ告知シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ関スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ為シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保険料ニ対シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ為シタルモノト看做スコトヲ得

③前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ為シタルモノト看做シタルトキハねんきん事業機構代表執行責任者ハ其ノ当該納

第五十九条ノ四 育児休業等ヲ為シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ニ付船舶所有者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ其ノ育児休業等ヲ開始シタル日ノ属スル月以後其ノ育児休業等ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第六十一条ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確實ト認めラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認めラルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

第六十二条ノ二 毎月ノ保険料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ納付スベキ保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日（初テ納付スベキ保険料ニ付テハ社会保険庁長官ノ指定スル日）迄トス

②社会保険庁長官ハ保険料納入ノ告知ヲ為シタル後ニ於テ告知シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ関スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ為シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保険料ニ対シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ為シタルモノト看做スコトヲ得

③前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ為シタルモノト看做シタルトキハ社会保険庁長官ハ其ノ当該納付義務者ニ通知ス

付義務者ニ通知スベシ

第七十一条 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リねんきん事業機構代表執行責任者ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキ八十万円以下ノ過料ニ処ス

②・③ (略)

附則

②④ 被保険者ヲ使用スル船舶所有者及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルトシテねんきん事業機構代表執行責任者ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下承認法人等ト称ス)ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保険給付アリタル場合ニ於テ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ当該被保険者ニ対シ給付ヲ為スコトヲ得

ベシ

第七十一条 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキ八十万円以下ノ過料ニ処ス

②・③ (略)

附則

②④ 被保険者ヲ使用スル船舶所有者及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルトシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下承認法人等ト称ス)ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保険給付アリタル場合ニ於テ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ当該被保険者ニ対シ給付ヲ為スコトヲ得

◎ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）抄
 （附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の全部又は一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</p>	<p>第三十条 第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条に規定する厚生労働大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。</p>

◎ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）
（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。</p> <p>2 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。</p> <p>一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人</p> <p>二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人</p> <p>三 公益を代表する委員 六人</p> <p>2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。</p> <p>2 各地方社会保険事務局に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。</p> <p>一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人</p> <p>二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人</p> <p>三 公益を代表する委員 六人</p> <p>2 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各</p>

十人以内の専門委員を置くことができる。

4| 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。

5| 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表しうると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表しうると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

6| 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

7| 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

8| 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

9| 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

十人以内の専門委員を置くことができる。

3| 委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。

4| 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表しうると認められる者の意見に、第一項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表しうると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

5| 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

6| 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

7| 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

8| 厚生労働大臣は、第五項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

<p>10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。</p>	<p>9 委員及び専門委員は、非常勤とする。</p>
<p>第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。</p>	<p>第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p>	<p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p>
<p>4 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p>	<p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p>

◎ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）抄
 （附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に對してするものとする。</p> <p>一 地方年金局長、地方年金支局長又は年金事務所長がした処分に対する審査請求にあつては、その地方年金局、地方年金支局又は年金事務所（以下「地方年金局等」という。）の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に對してするものとする。</p> <p>一 地方社会保険事務局局長又は社会保険事務所長がした処分に対する審査請求にあつては、その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p>

二 全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

三 ねんきん事業機構代表執行責任者がした保険給付（国民年金法による給付を含む。次条第一項において同じ。）に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方年金局等又は国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課、徴収又は同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした機関の所属する地方年金局等の所在地又はその処分をした市町村の区域を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

五 ねんきん事業機構代表執行責任者がした国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百三十一条、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項の規定による確認に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分

二 全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官

三 社会保険庁長官がした保険給付（国民年金法による給付を含む。次条第一項において同じ。）に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方社会保険事務局（審査請求人が当該処分につき社会保険事務局を經由した場合にあつては、その社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局）又は国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官

四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課、徴収又は同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした機関の所属する地方社会保険事務局（その処分をした機関が社会保険事務局に所属する場合にあつては、その社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局）又はその処分をした市町村の区域を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官

五 社会保険庁長官がした国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百三十一条、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項の規定による確認に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方

つき經由した地方年金局等の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

(審査請求の方式)

第五条 (略)

2 審査請求は、原処分に関する事務を処理した地方年金局等若しくは健康保険組合等又は審査請求人の居住地を管轄する地方年金局等若しくは当該地方年金局等の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官を經由してすることができる。

3 (略)

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者(厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法の規定による健康保険の事務を行うねんきん事業機構代表執行責任者を含む。以下同じ。)及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

社会保険事務局(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を經由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局)に置かれた審査官

(審査請求の方式)

第五条 (略)

2 審査請求は、原処分に関する事務を処理した地方社会保険事務局、社会保険事務所若しくは健康保険組合等又は審査請求人の居住地を管轄する地方社会保険事務局、社会保険事務所若しくは当該地方社会保険事務局に置かれた審査官を經由してすることができる。

3 (略)

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者(厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法の規定による健康保険の事務を行う社会保険庁長官を含む。以下同じ。)及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）抄
 （附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第四条 この法律に規定するねんきん事業機構代表執行責任者の権限の一部は、厚生労働省令の定めるところにより、地方年金局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方年金局長に委任された権限の全部又は一部は、厚生労働省令の定めるところにより、地方年金支局長又は年金事務所長に委任することができる。</p> <p>（適用事業所）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、ねんきん事業機構代表執行責任者の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。</p> <p>4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の二分の一以上の同意を得て、ねんきん事業機構代表執行責任者に申請しなければならない。</p> <p>第八条 第六条第三項の適用事業所の事業主は、ねんきん事業機構代表執行責任者の認可を受けて、当該事業所を適用事業所となくする</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第四条 この法律に規定する社会保険庁長官の権限の一部は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の全部又は一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。</p> <p>（適用事業所）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、社会保険庁長官の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。</p> <p>4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の二分の一以上の同意を得て、社会保険庁長官に申請しなければならない。</p> <p>第八条 第六条第三項の適用事業所の事業主は、社会保険庁長官の認可を受けて、当該事業所を適用事業所となくすることができる。</p>

ことができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の四分の三以上の同意を得て、ねんきん事業機構代表執行責任者に申請しなければならない。

第八条の二 二以上の適用事業所（船舶を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、ねんきん事業機構代表執行責任者の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

2 (略)

第十条 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳未満の者は、ねんきん事業機構代表執行責任者の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 (略)

第十一条 前条の規定による被保険者は、ねんきん事業機構代表執行責任者の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

(資格の得喪の確認)

第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失は、ねんきん事業機構代表執行責任者の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の四分の三以上の同意を得て、社会保険庁長官に申請しなければならない。

第八条の二 二以上の適用事業所（船舶を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、社会保険庁長官の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

2 (略)

第十条 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳未満の者は、社会保険庁長官の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となること
ができる。

2 (略)

第十一条 前条の規定による被保険者は、社会保険庁長官の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

(資格の得喪の確認)

第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険庁長官の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

(定時決定)

第二十一条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2・3 (略)

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第二十二条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一〜四 (略)

2 (略)

(改定)

第二十三条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 (略)

(育児休業等を終了した際の改定)

(定時決定)

第二十一条 社会保険庁長官は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2・3 (略)

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第二十二条 社会保険庁長官は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一〜四 (略)

2 (略)

(改定)

第二十三条 社会保険庁長官は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 (略)

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号） 第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところによりねんきん事業機構代表執行責任者に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2 (略)

(報酬月額の算定の特例)

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、ねんきん事業機構代表執行責任者が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 (略)

(標準賞与額の決定)

第二十三条の二 社会保険庁長官は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号） 第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2 (略)

(報酬月額の算定の特例)

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、社会保険庁長官が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 (略)

(標準賞与額の決定)

第二十四条の三 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円（第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)
第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であつた者が、厚生労働省令で定めるところによりねんきん事業機構代表執行責任者に申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）をしたときは、当該子を養育することとなつた日（厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において被保険者でない場合にあつては、当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。）の標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三

第二十四条の三 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円（第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)
第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であつた者が、厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）をしたときは、当該子を養育することとなつた日（厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において被保険者でない場合にあつては、当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。）の標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三条第一項に規定す

条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。

一〇五 (略)

2 (略)

(届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならない。

(記録)

第二十八条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第二十九条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第十一条の規定による認可、第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定（第七十八条の六第一項及び第二項並びに第七十八条の十四第二項及び第三項の規定

る平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。

一〇五 (略)

2 (略)

(届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(記録)

第二十八条 社会保険庁長官は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第二十九条 社会保険庁長官は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第十一条の規定による認可、第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定（第七十八条の六第一項及び第二項並びに第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の

による標準報酬の改定又は決定を除く。)を行つたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 (略)

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、ねんきん事業機構代表執行責任者にその旨を届け出なければならぬ。

4 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければならない。

5 ねんきん事業機構代表執行責任者は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第三十条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第二十七条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 (略)

(確認の請求)

第三十一条 (略)

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

改定又は決定を除く。)を行つたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 (略)

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、社会保険庁長官にその旨を届け出なければならない。

4 社会保険庁長官は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければならない。

5 社会保険庁長官は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第三十条 社会保険庁長官は、第二十七条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 (略)

(確認の請求)

第三十一条 (略)

2 社会保険庁長官は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(被保険者に対する情報の提供)

第三十一条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(裁定)

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、ねんきん事業機構代表執行責任者が裁定する。

(不正利得の徴収)

第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、ねんきん事業機構代表執行責任者に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付(退職を支給事由とするも

(被保険者に対する情報の提供)

第三十一条の二 社会保険庁長官は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(裁定)

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、社会保険庁長官が裁定する。

(不正利得の徴収)

第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付(退職を支給事由とするものを除く。以下こ

のを除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2～4 (略)

第五十二条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に依じて、障害厚生年金の額を改定することができる。

2 障害厚生年金の受給権者は、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定によるねんきん事業機構代表執行責任者の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第五十四条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において被保険者であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び同条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障

の条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2～4 (略)

第五十二条 社会保険庁長官は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に依じて、障害厚生年金の額を改定することができる。

2 障害厚生年金の受給権者は、社会保険庁長官に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による社会保険庁長官の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第五十四条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において被保険者であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び同条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障

害)とを併合した障害の程度が当該障害厚生年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、ねんきん事業機構代表執行責任者)に対し、その期間内に障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

5〜7 (略)

(情報の提供)

第七十条 国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等は、ねんきん事業機構代表執行責任者)に対し、この節に規定する保険給付に關して必要な情報の提供を行うものとする。

(離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例)

第七十八条の二 第一号改定者(被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。)又は第二号改定者(第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。)は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。以下この章において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、ねんきん事業機構代表執行責任者)に対し、当該離婚等)について対象期間(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間の標準報酬(第一号改定者及び第二号改定者(以下これらの者を「当事者」という。))の標準報酬をいう。以下この章において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚

害)とを併合した障害の程度が当該障害厚生年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官)に対し、その期間内に障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

5〜7 (略)

(情報の提供)

第七十条 国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等は、社会保険庁長官)に対し、この節に規定する保険給付に關して必要な情報の提供を行うものとする。

(離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例)

第七十八条の二 第一号改定者(被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。)又は第二号改定者(第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。)は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。以下この章において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、社会保険庁長官)に対し、当該離婚等)について対象期間(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間の標準報酬(第一号改定者及び第二号改定者(以下これらの者を「当事者」という。))の標準報酬をいう。以下この章において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから

等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 4 (略)

(当事者等への情報の提供等)

第七十八条の四 当事者又はその一方は、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第七十八条の二第一項ただし書に該当する場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

2 (略)

第七十八条の五 ねんきん事業機構代表執行責任者は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。

(標準報酬の改定又は決定)

第七十八条の六 ねんきん事業機構代表執行責任者は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、標準報酬改定請求があつた

二年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 4 (略)

(当事者等への情報の提供等)

第七十八条の四 当事者又はその一方は、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第七十八条の二第一項ただし書に該当する場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

2 (略)

第七十八条の五 社会保険庁長官は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。

(標準報酬の改定又は決定)

第七十八条の六 社会保険庁長官は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

2 社会保険庁長官は、標準報酬改定請求があつた場合において、第

場合において、第一号改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

(記録)

第七十八条の七 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第二十八条の原簿に前条第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、離婚時みなし被保険者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第七十八条の八 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定を行ったときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)

第七十八条の十四 被保険者（被保険者であつた者を含む。以下「特定被保険者」という。）が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、特定

一号改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

(記録)

第七十八条の七 社会保険庁長官は、第二十八条の原簿に前条第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、離婚時みなし被保険者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第七十八条の八 社会保険庁長官は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定を行ったときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)

第七十八条の十四 被保険者（被保険者であつた者を含む。以下「特定被保険者」という。）が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、社会保険庁長官に対し、特定期間（当該特定被

期間（当該特定被保険者が被保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間（次項及び第三項の規定により既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。以下この条において同じ。）の標準報酬（特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。第七十八条の二十において同じ。）の受給権者であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第一項の請求があつた場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

4・5 （略）

（記録）

第七十八条の十五 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第二十八条

被保険者が被保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間（次項及び第三項の規定により既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。以下この条において同じ。）の標準報酬（特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。第七十八条の二十において同じ。）の受給権者であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 社会保険庁長官は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3 社会保険庁長官は、第一項の請求があつた場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

4・5 （略）

（記録）

第七十八条の十五 社会保険庁長官は、第二十八条の原簿に前条第四

の原簿に前条第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

（通知）

第七十八条の十六 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定及び決定を行つたときは、その旨を特定被保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。

（育児休業期間中の保険料の徴収の特例）

第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところによりねんきん事業機構代表執行責任者に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月かその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

（保険料の納付）

第八十三条（略）

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六

項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

（通知）

第七十八条の十六 社会保険庁長官は、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定及び決定を行つたときは、その旨を特定被保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。

（育児休業期間中の保険料の徴収の特例）

第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

（保険料の納付）

第八十三条（略）

2 社会保険庁長官は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六箇月以内の期日に

箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(口座振替による納付)

第八十三条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十六条 保険料その他この法律（第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。）の規定による徴収金を滞納する者があるときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第八十五条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3・4 (略)

5 ねんきん事業機構代表執行責任者は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七

納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、社会保険庁長官は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(口座振替による納付)

第八十三条の二 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十六条 保険料その他この法律（第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。）の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第八十五条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、社会保険庁長官は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3・4 (略)

5 社会保険庁長官は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二

号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。) に対して、その処分を請求することができる。

一・二 (略)

6 (略)

(延滞金)

第八十七条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、保険料額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一・三 (略)

2 6 (略)

(戸籍事項の無料証明)

第九十五条 市町村長は、ねんきん事業機構代表執行責任者、地方年金局長、地方年金支局長、年金事務所長又は受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であった者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(受給権者に関する調査)

第九十六条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。) に対して、その処分を請求することができる。

一・二 (略)

6 (略)

(延滞金)

第八十七条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、社会保険庁長官は、保険料額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一・三 (略)

2 6 (略)

(戸籍事項の無料証明)

第九十五条 市町村長は、社会保険庁長官、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長又は受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であった者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(受給権者に関する調査)

第九十六条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 (略)

(診断)

第九十七条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要があると認めるときは、障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

2 (略)

(届出等)

第九十八条 事業主は、厚生労働省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならない。

2 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令の定める事項をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならない。

2 (略)

(診断)

第九十七条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

2 (略)

(届出等)

第九十八条 事業主は、厚生労働省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

2 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令の定める事項を社会保険庁長官に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(立入検査等)

第百条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(資料の提供)

第百条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第七項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(準用規定)

第百三十六条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、基金が支給する年金たる給付について、第四十一条第二項の規定は、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一

(立入検査等)

第百条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(資料の提供)

第百条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

2 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第七項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(準用規定)

第百三十六条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、基金が支給する年金たる給付について、第四十一条第二項の規定は、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一

時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「基金」と、第四十条第一項中「老齡厚生年金」とあるのは「基金が支給する老齡年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

(準用規定)

第四百一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第四百一条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「掛金又は第四百一条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した掛金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、

時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第四十一条第一項中「老齡厚生年金」とあるのは「基金が支給する老齡年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

(準用規定)

第四百一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第四百一条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「掛金又は第四百一条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した掛金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事

第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(準用規定)

第六百六十四条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第三百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、解散基金に係る老齢年金給付について、第四十一条第二項の規定は、連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。

この場合において、第三十五条第一項中「保険給付の額」とあるのは、「保険給付の額（第六十一条第五項の規定により加算された額を除く。）」と、第三十七条第一項から第三項まで、第四十条及び第四十五条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第四十条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項及び第四十五条中「老齢厚生年金」とあるのは「連合会が支給する老齢年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第八十六条から第八十九条までの規定は、前項において準用する

業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(準用規定)

第六百六十四条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第三百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、解散基金に係る老齢年金給付について、第四十一条第二項の規定は、連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。

この場合において、第三十五条第一項中「保険給付の額」とあるのは、「保険給付の額（第六十一条第五項の規定により加算された額を除く。）」と、第三十七条第一項から第三項まで、第四十条及び第四十五条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第四十条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項及び第四十五条中「老齢厚生年金」とあるのは「連合会が支給する老齢年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第八十六条から第八十九条までの規定は、前項において準用する

第四十条の二の規定及び第六十一条第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

3 (略)

(情報の提供)

第七十三条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、基金又は連合会に対し、老齢年金給付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(準用規定)

第七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項本文の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則

(高齢任意加入被保険者)

第四十条の二の規定及び第六十一条第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

3 (略)

(情報の提供)

第七十三条の二 社会保険庁長官は、基金又は連合会に対し、老齢年金給付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(準用規定)

第七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項本文の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「社会保険庁長官」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則

(高齢任意加入被保険者)

第四条の三 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの（第十二条各号又は前条第一項に該当する者を除く。）は、第九条の規定にかかわらず、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、被保険者となることができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5～9 (略)

第四条の五 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳以上の者であつて、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないもの（附則第四条の二第一項に該当する者を除く。）は、ねんきん事業機構代表執行責任者の認可を受けて、被保険者となることができる。この場合において、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条、第十八条第一項ただし書、第二十七条、第二十九条、第三十条、第二百二条第一項（第一号及び第二号に限る。）及び第百四条の規定を準用する。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第七条の三 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に、ねんきん事業機構代表執行責任者

第四条の三 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの（第十二条各号又は前条第一項に該当する者を除く。）は、第九条の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、被保険者となることができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5～9 (略)

第四条の五 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳以上の者であつて、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないもの（附則第四条の二第一項に該当する者を除く。）は、社会保険庁長官の認可を受けて、被保険者となることができる。この場合において、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条、第十八条第一項ただし書、第二十七条、第二十九条、第三十条、第二百二条第一項（第一号及び第二号に限る。）及び第百四条の規定を準用する。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第七条の三 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の

に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第四十二条第二号に該当しないときは、この限りでない。

一〇三 (略)

二〇六 (略)

(老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第十三条の四 附則第八条の二各項に規定する者であつて、附則第八条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に、ねんきん事業機構代表執行責任者に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。

二〇九 (略)

(報告等)

第二十一条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、年金保険者たる共済組合等に対し、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合等の標準報酬総額その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

二〇五 (略)

第二十二条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、附則第十八条から前条までの規定の適用に関し必要があるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に対し、当該年金保険者たる共済組合等に係る前条第一項に規定する報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該年金保険者たる共済組合等の業務の状況

支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第四十二条第二号に該当しないときは、この限りでない。

一〇三 (略)

二〇六 (略)

(老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第十三条の四 附則第八条の二各項に規定する者であつて、附則第八条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。

二〇九 (略)

(報告等)

第二十一条 社会保険庁長官は、年金保険者たる共済組合等に対し、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合等の標準報酬総額その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

二〇五 (略)

第二十二条 社会保険庁長官は、附則第十八条から前条までの規定の適用に関し必要があるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に対し、当該年金保険者たる共済組合等に係る前条第一項に規定する報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該年金保険者たる共済組合等の業務の状況を監査させること

を監査させることを求めることができる。

を求めることができる。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）抄
 （附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設立及び業務） 第三条（略） 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。 一・二（略） 三 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員 四（略） 3 5（略） （管理） 第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第二百二条を除き、それぞれ防衛庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所屬の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p>	<p>（設立及び業務） 第三条（略） 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。 一・二（略） 三 厚生労働省 イ 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員 ロ 地方社会保険事務局及び社会保険事務所に属する職員 四（略） 3 5（略） （管理） 第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号ロ又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第二百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所屬の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p>

2 (略)	2 (略)
(傷病手当金) 第六十六条 (略)	(傷病手当金) 第六十六条 (略)
2・7 (略)	2・7 (略)
8 年金保険者(ねんきん事業機構代表執行責任者を除く。)は、ねんきん事業機構代表執行責任者の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務をねんきん事業機構代表執行責任者に委託することができる。	8 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託することができる。
9・10 (略)	9・10 (略)
(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)	(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)
第八十条 (略)	第八十条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 連合会は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、ねんきん事業機構代表執行責任者、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団(第八十七条の二第二項において「年金保険者等」という。)に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。	4 連合会は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団(第八十七条の二第二項において「年金保険者等」という。)に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。
5 (略)	5 (略)
(情報の提供) 第九十三条の四 ねんきん事業機構代表執行責任者、地方の組合及び	(情報の提供) 第九十三条の四 社会保険庁長官、地方の組合及び日本私立学校振興

日本私立学校振興・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(組合員期間以外の期間の確認)

第百十三条 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2・3 (略)

(資料の提供)

第百十四条の二 連合会は、第九十三条の四に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第六項(第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、ねんきん事業機構代表執行責任者、地方の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(組合員期間以外の期間の確認)

第百十三条 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2・3 (略)

(資料の提供)

第百十四条の二 連合会は、第九十三条の四に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第六項(第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官、地方の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）抄
 （附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出等） 第九条（略） 259（略）</p> <p>10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、<u>ねんきん</u>事業機構代表執行責任者が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。</p> <p>11～13（略） （準用規定）</p> <p>第二十二条 第九条（第十二項を除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第一項から第九項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主</p>	<p>（届出等） 第九条（略） 259（略）</p> <p>10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、<u>ねんきん</u>事業機構代表執行責任者が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。</p> <p>11～13（略） （準用規定）</p> <p>第二十二条 第九条（第十二項を除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第一項から第九項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主</p>

「とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、ねんきん事業機構代表執行責任者が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）」とあるのは「組合員」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

第百九条 削除

(権限の委任)
第百九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の全部又は一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

「とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）」とあるのは「組合員」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第百九条 第百六条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(権限の委任)

第百九条の二 第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第四十五条の二第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三

第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第五十四條の二の二（第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第五十四條の二の三第一項（第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）並びに第百十四條第二項に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。